

5．放射線科医がMRIの読影レポートを翌診療日までに提出した割合（％）		令和4年度	令和5年度	令和6年度								
		98	98	97.3								
解説	先のCTと同様に、年間実施CT検査総数のうち放射線科医によるMRIの画像診断結果が翌診療日までに主治医へ提出された割合となります。MRIが放射線科医の監督の下に適切に行われていることを示す指標ともいえるので、この割合が高いことが望まれます。なお、画像診断管理加算3（令和6年度より管理加算4）の施設基準として80％以上の提出割合が必須となります。											
当院の実績	放射線科医がMRIの読影レポートを翌診療日までに提出した割合 単位は％ <table><tr><th>年度</th><th>割合（％）</th></tr><tr><td>令和4年度</td><td>98</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>98</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>97.3</td></tr></table>				年度	割合（％）	令和4年度	98	令和5年度	98	令和6年度	97.3
年度	割合（％）											
令和4年度	98											
令和5年度	98											
令和6年度	97.3											
項目の定義	1年間の「翌診療日までに放射線科医が読影したレポート数」を「MRI検査実施件数」で除した割合（％）です。「放射線科医」とは医科診療報酬点数表の画像管理加算の要件に従い、経験10年以上、専ら画像診断に従事するものを指します。											